

令和3年度 鹿児島県立枕崎高等学校 学校の部活動に係る活動方針

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 鹿児島県部活動の在り方に関する方針（平成31年3月県教育委員会）を踏まえ、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、HP等で公表する。
- (2) 生徒や職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- (3) 顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

2 部活動の目的

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。また、全ての部活動において、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組み、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないようにする。

3 適切な指導の実施

- (1) 校長及び部活動の指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動の指導者は、生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。
- (3) 部活動の指導者は、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進に努め、可能な限り短時間で効果が得られる指導を行う。

4 活動計画

- (1) 休養日の設定
原則として週当たり2日以上休養日を設ける。ただし、部活動の実情を考慮し、年間を通して適切な休養日数となるよう柔軟に計画することもできる。
- (2) 活動時間の設定

平日・・・18時30分までとする。(大会前は30分の延長を認める)

休日及び長期休業日・・・午前もしくは午後の3時間程度を目安とする。

※ 長期休業中にはある程度長期の休養期間を設ける。

(3) 休養日・活動時間の運用について

部活動の実情により、上記(1)および(2)の休日等の範囲を超えて活動する必要がある場合、部活動の指導者は管理職に意見を聞くとともに、当該部活動の保護者の了解を得たうえで活動する。

5 その他

(1) 部員数の減少等に伴い、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習等の取組みについて検討する。

(2) 生徒の教育上の意義や、生徒や部活動指導者の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査する。

令和3年3月 策定